

長崎市原爆死没者名簿登載事務取扱実施細則

(趣旨)

- 1 この細則は、長崎市原爆死没者名簿登載事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(遺族の範囲)

- 2 要領において遺族とは、民法725条に規定する親族とする。ただし、原爆死没者の直系の卑属については、この限りではない。

(縁故者の範囲)

- 3 要領において縁故者とは、原爆被爆者が死亡したときにその者の居住地の都道府県知事（広島市長及び長崎市長含む）に死亡届を提出した者とする。

(登載の申請)

- 4 要領第4条第2項に規定する申請については、遺族等が日本国外に居住している場合、遺族等の意思確認ができれば、原爆死没者名簿登載申請書を要さない。

(登載確認及び登載証明の際の身分証明)

- 5 要領第4条第4項に規定する長崎市原爆死没者名簿登載確認依頼書及び要領第5条第1項に規定する長崎市原爆死没者名簿登載証明申請書の提出にあたっては、依頼者の身分を証明する書類及び死没者との続柄の確認できる書類を併せて提出しなければならない。ただし登載確認時に前述の書類を提出している場合、登載証明時にはこの書類の提出を要さない。